

モデルケース

対象：ABCDエリア内に居住している方

判断基準：①全市的な基準の「指定校以外の学校に就学できる基準」がある。

②今回の学区変更に限定した「経過措置」と「特例措置」がある。

1 小学校への就学・転籍（基本＝原則として、平成26年度から在校生も含めて通学区域を変更）

ケース1：現在3年生の子どもがいるが、多摩第二小と東愛宕小どちらに通うことになるか？

A：平成25年度の1～4年生は、平成26年度から東愛宕小に転籍することになります

ただし、転籍・在籍希望調査において「やむを得ない理由により、卒業まで多摩第二小への在籍を希望する」としたものは、卒業まで多摩第二小に在籍できます

ケース2：未就学の子どもがいるが、多摩第二小と東愛宕小どちらに通うことになるか？

A：東愛宕小に就学することになります

ケース3：現在2年生と未就学の子どもがいるが、どうなるか？

A：二人とも東愛宕小に転籍・就学することが原則となります

2年生のお子さんは、ケース1により判断することになります

その上で、未就学のお子さんは指定校である東愛宕小への就学が原則ですが、指定校である東愛宕小以外の学校（多摩第二小）に兄弟姉妹が在籍している場合は、「指定校以外の学校に就学できる基準」により判断することになります

ケース4：学校選択制により、東寺方小に通う子どもと未就学の子どもがいるが、どうなるか？

A：上のお子さんは、引き続き東寺方小に就学できます

未就学のお子さんは東愛宕小への就学が原則ですが、指定校である東愛宕小以外の学校（東寺方小）に兄弟姉妹が在籍している場合は、「指定校以外の学校に就学できる基準」により判断することになります

なお、上のお子さんは希望により東愛宕小に転籍することもできます

ケース5：平成25年度に上の子どもは多摩第二小を卒業し、平成26年度に下の子どもが入学するが、どうなるのか？

A：小学校に在籍する兄弟姉妹がいなくなりますので、東愛宕小に就学することになります

2 中学校への就学・転籍（基本＝原則として、平成26年度から在校生も含めて通学区域を変更）

ケース1：現在、小学校6年生の子どもがいるが、和田中と東愛宕中どちらに通うことになるか

A：平成25年度入学時点では和田中に就学できますが、ABエリアのお子さんは、平成26年度から東愛宕中に転籍することになります

ただし、「やむを得ない理由により、卒業まで和田中への在籍を希望する」としたものは、卒業まで和田中に在籍することができます

また、希望により、平成25年度の入学時点から東愛宕中に就学することもできます

ケース2：現在、小学校5年生の子どもがいるが、和田中と東愛宕中どちらに通うことになるか

A：ABエリアは東愛宕中、CDエリアは和田中に就学することが原則となります

ただし、特例措置により、ABエリアから和田中、CDエリアから東愛宕中への就学を希望することもできます

ケース3：やむを得ない理由により、多摩第二小に卒業まで在籍したいが、中学校はどうなるか？

A：ABエリアは東愛宕中、CDエリアは和田中に就学することが原則となります

ただし、特例措置により、ABエリアから和田中、CDエリアから東愛宕中への就学を希望することもできます

ケース4：学校選択制により、東寺方小に就学しているが、中学校はどうなるか？

和田中、東愛宕中、多摩中のいずれかになるのか？

A：ABエリアは東愛宕中、CDエリアは和田中に就学することが原則となりますが、指定校以外の小学校（東寺方小）に就学していることから、「指定校以外の学校に就学できる基準」の「小中学校の継続要件」により、時限的に多摩中への就学を希望することができます

また、特例措置により、ABエリアから和田中、CDエリアから東愛宕中への就学を希望することもできます

ケース5：平成26年度に上の子が中2、下の子が小6だが、中学校はどうなるか？

A：平成25年度に和田中の1学年に在籍する生徒で、ABエリアのお子さんは平成26年度から東愛宕中に転籍することになります

ただし、「やむを得ない理由により、卒業まで和田中への在籍を希望する」としたものは、卒業まで和田中に在籍できます

下のお子さんが中学校に入学する平成27年度に、兄弟姉妹が在籍している場合は、「指定校以外の学校に就学できる基準」により判断することになります